

報告第23号

放棄した債権の報告について

おいらせ町債権管理条例（平成24年おいらせ町条例第3号）第13条第1項の規定に基づき、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

別紙：放棄した債権

番号	債権の種類	件数 (件)	債権額 (円)	対象年度	放棄年月日	適用事由	備考
1	学校給食費負担金	4	145,935	平成19 ～21年度	平成29年3月30日	第13条第1項第6号	生活困窮
2	学校給食費負担金	4	147,050	平成24 ～25年度	平成29年3月30日	第13条第1項第6号	生活困窮
合計		8	292,985	2人			